

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第19回平成21年10月27日開催 午後6時35分から午後8時23分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、野尻委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会 : 藤牧副座長、木全委員、加賀美委員、中澤委員、佐藤委員

欠席委員 区民検討会議 : 斉藤委員、喜治委員、樋口委員、

行政・専門部会 : 折戸委員

傍聴者 3名

1 本日の進め方について

- (1) 区分E:住民参加の仕組みについて
- (2) 検討連絡会議の今後の進め方について

2 議題

- (1) 区分E:住民参加の仕組みについて

野尻委員(区民検討会議)

資料2について、10月2日にワークショップを行い、10月13日の運営委員会で案をまとめ、15日の第28回区民検討会議で運営会案をたたき台として検討し、作成した区民検討会議案であり、項目として区民参加の保障と地域自治がある。

区民参加の保障について

区は、区政への区民参加を保障しなければならない。

この区については、行政・議会・区民とする。区民もお互いに区民参加を保障しなければならない。

また、住民のみ限定せず、区民にも協力を求めるためNPO等さまざまな地域で活動する区民は、住民と同じようにすべきである。

(参加の方法とその範囲)

区は、区民が区政に提案する機会を保障しなければならない。

提案については、請願や陳情ではなく、政策過程全般についての提案であり、区民にその機会を保障すべきという意味である。

区は、区民参加が実現されるよう、不断に制度の見直しに努めなければならない。

これは、区民参加の制度の弊害化を防ぐためにこの条文を設けた。

地域自治について

区は、区民参加を推進するため、地域自治組織を強化しなければならない。

その他、コミュニティーの必要性等についても、「地域の基盤」で検討することとした。

その他、運営委員会案での盛り込みたい内容は、議会・行政・区民が対等な立ち場で協働するまちづくりの推進であった。また、大項目の住民参加の仕組みから「区民参加の仕組み」としたいとの提案があり、次回検討することとなった。住民投票等についても、今後詰めていくこととなっている。

根本副座長

資料3に、「6.地域自治」の一部分が抜けており、今、差し替え分を作っているところである。

また、(大項目の)総則・原則・区民等で、特に原則の「理念」で市民主権・人権の尊重等々に入れ込んでいる。

ここでは簡潔に、基本的なもので、「区民参加の機会を保障する」と「住民投票制度を設けることができる」の2つだけを入れ込んでいる。地域自治については、今、文章を出しますが、

地域自治の推進:

地域の特性と自主性をいかし、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、分権によるまちづくりの仕組みをめざす。

地区協議会:

一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置する。

住民投票制度・地区協議会は、個別条例に委ねることとした。

藤牧副座長

参加と協働：

区は、区政を推進するにあたって、区民の参加と協働によることを原則とするということで原則を謳っている。

意見表明及び提案：

(1)区民は、区政について意見表明及び提案をすることができる。

この提案というのは要望・陳情、苦情等を含んでいる概念として挙げている。

区が義務付けられるものとして、

(2)区は、基本的な計画及び政策について、その策定、実施、評価の各段階において区民が意見表明及び提案できるよう必要な措置を講じなければならないということで、一つの例としてパブリックコメントなどが挙げられる。

住民投票制度について：

自治基本条例としてどの程度盛り込むか

(1)区は、区の存立にかかわること並びに区民の生命、身体及び財産に著しい影響があること、その他区政に重大な影響を有する事項について、住民投票制度を設けることができる。

(2)区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(3)住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定める。

(4)別で定める条例において、投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるもとする。

住民投票は常設型ではなく、基本条例の中で住民投票制度を設ける場合の規定手続きを謳っており、住民投票を行う個別案件ごとに条例で定めていく。

審議会の公開と参加について：

区の審議会等は公開を原則とし、その委員には原則として公募による委員を含めなければならないという義務規定を設けている。

協働の推進として：

区は、区民との協働を推進するために必要な措置を講じなければならない。

これは、協働推進計画などの取り組みをさらに発展させるためである。

【質疑・意見交換】

委員

・区民検討会議の「区民参加の保障」の「区」が、区民・議会・行政体を含めたものでは難しいのではないかと、通常、区は行政体を指し、区民は受ける側ではないかと。

・専門部会の「区」はどのようなものか。

ここにおいて、「区行政」として、である。今後きちんと整理していく。

座長

それ(区の指す範囲)は、約束ごとを決めておかないとその後の文章が読めなくなってしまう。

区といった場合、新宿区という区域をもった統治団体で区民を含む場合、行政だけを指す場合、行政と議会を指す場合、と3つぐらいの型がある。

委員

・区民を含むとすると「区民が区政への区民参加を保障する」というのはすっきりしない。

座長

区民検討会議案の区民参加の保障(1)の「『区』を議会・行政・区民とした」ことについて

・何のために国家や政府を作ったのか、実は人々は互いに虐げあい、一人だけ利益を上げようとして、相手をのけ者にする。ここでいう、区民の権利が保障されない状態が区民同士の間で起き、だから社会契約を結び、政府にそれを守らせるのが憲法である。区民は「憲法どおりにやってよ」と、政府の外側にそういう人達がいる。この理屈がどこでも通用するとは思わないが、そうだとすると、区に区民を含めるのは少し無理があるのではないかと。つまり、保障しなければならないとき、議会も区長も放って置いた場合にどうするのか。

座長

・区民の権利を、どうやって表現するか、用語については、どこかで具体的に「行政は何をする・議会は

何をするか」といったときに「区」と書くのかなど、ぶつかるところが出るので、今後の宿題とする。

委員

・専門部会の審議会の公開と参加における「原則として～含めなければならない」について、義務規定に「原則として」という文言はおかしいのではないかとすっきりこない。「含めるものとする」なら理解できる。

ご指摘点は了解した(専門部会)。

・専門部会の参加と協働について「参加」「協働」があり、そのどちらかに参画が含まれていると思うがどう捉えているか。

・住民投票制度について常設型がいいと思う。曖昧な規定は、よくないのではないか。議会では議論が尽くされているわけではない。

公共、区行政が独占的にやっている、同じ公の担い手＝区の職員だけの事業執行は無理で、公を担うNPO等、多様なセクターをパートナーとして協働するのが流れである。

参加と参画について 区民の権利で「参画」を挙げたが「参画」の中に「参加と協働」があると考えている。協働については協働推進計画の中で協働の原則が定められているが、その理念を継承していくということである。

住民投票制度については、常設型なのか、この規定ではわからない。宣言的なものとして書き込むという考えもある。

議会は、常設型まで議論されていない。「できる」規定である。

座長

・住民投票制度については、基本条例で扱うかどうかも含めて、今後整理しなければいけない。

委員

・区民検討会議では提案権という考えもあったが、機会とした。

・「区民が区政に提案する機会」や「区民が意見表明・提案」などついて。

・専門部会の意見表明・提案はかなり広く捉えており、陳情、苦情や批判なども含めて考えている。現状の(2)では具体的な措置を講じなければいけないものとして基本的な計画及び政策を挙げて整理した。

・「基本的な計画及び施策」に対して『意見表明・提案』であるとかかなり狭まっていくのではないか。4年に1回程度となってしまうことになりかねない。

提案の具体的な仕組みについては、地域自治の仕組みで理論していきたい。書き方について今後整理する。

委員

・「区は、区民が区政に提案する機会を保障しなければならない」の区民については、どういう範囲にするか、まだ、確定していない。「自治組織など」を通して提案していくのが本来なのではないか。

座長

意見表明を制度化するとすると、例えば、「区民協議会を通して」と制度化すると、個々人の意見表明を抑圧するという側面がある。地方の行政における町内会を単位とする区長を置く「区」において、市役所に意見を持っていくと「区」を通してこいといわれてしまうことがある。このような住民権の抑圧がある。地域自治のところでもう一回検討することにする。

・専門部会の参加と協働のところ、「区は、区政を推進するにあたっては…」とあるが、「区はどうせ区政を推進するものだから」と思った。

委員

・1番目の「区は、区政を推進するにあたっては区民の参加と協働によることを原則とする」の中で『協働を原則とする』となると、現在多くの事業がある中で、20くらいの協働事業しかないと思うが、協働でない事業ができないとすると、これでは区長が事業執行できなくなるのではないか。

座長

・「区民参加を原則とする」というところでも、「区民参加のなかった事業(施策)」は無効か、などの議論もある。

・参画について、参加と協働との二つを抱え込むといった話があった。「協働」という文言を入れるのであれば、どういう位置づけで何をさすか、議論を進めないといけない。現在、多くの自治体で使われているが、この用語が不可解なものとなっている。今後の議論をお願いしたい。

(2) 検討連絡会議の今後の進め方について

藤牧副座長

今回提示した資料6の自治基本条例ロードマップ(案)は、前回の検討連絡会議で議論を踏まえて修正したものである。大項目の制定手続きについては、第3回定例会を目指すというところでは変更がない。

検討連絡会議の開催は、原案から素案の作成が7月くらいであり、その矢印を7月上旬まで延長した。

三者案の調整、区民検討会議、議会の小委員会、専門部会については、変更がない。ただし、区民検討会議の素案に対する意見要望は、素案の作成に合わせ7月上旬までずらした。

区民への周知活動・広報掲載については、22年1～3月までを追加した。区民アンケートについては、世論調査として捉え、パブコメと同じ時期の5～6月に少しずらした。

区民討議会の開催時期は変更がない。

地域懇談会は、条例制定後、普及させるため10月以降に開催する。しかし、制定前に「骨子案の報告会」を行った方がよいのではないかという意見があったので、「骨子案の報告会」を3回というところは新たに増やした。

【質疑・意見調整】

- ・最後の地域懇談会の位置づけはなにか。 条例制定後の普及という意味合いである。
- ・区長選挙の時期を訂正。 時期を11月に移行した。
- ・条例の素案を区長に提出する時期等をはっきりすること。 イベント等の情報欄の7月末に「条例素案提出」を入れてはどうか。
- ・3月末までに骨子案を作成すること。 議会中でも月2回(検討連絡会議を)開催すること。 区民検討会議は、(来年の)2月頃までに調整を終わらせておくことが必要ではないか。
- ・5月末頃までにパブコメ、討議会、アンケート、骨子案懇談会などを終わらせることが必要ではないか。
- ・パブコメは、地域懇談会のような想定なのかなど、その方法について 全区民を対象とする。
- ・条例制定前に骨子案の懇談会を区民に約束。「骨子案の報告会」を「懇談会」と訂正する。
- ・広報の特集号などについて
「臨時号」で来年度予算計上したい。素案に対する「広報」を考えているが時期については、今後検討する。などの質疑、意見調整を行った。
- ・資料6についての事務局(行政)説明及び当該資料の今後の取扱いについて
三者案の提示の文章をいじらずに、「区分:B 区民の権利・責務について」を羅列した。
ただし、区民の権利・責務を議論するには、区民の定義が必要であり、区分:A の一部をその上段に記載した。また、三者案の内容が同じカテゴリーにくられるものについて、まとめて掲載した。
例えば、「知る権利」に関して三者から述べられているので1つのブロックとした。
一行あけて、
次のまとまりは、「サービスを楽しむ」ということで、区民・議会から出ており、まとめている。
以下同様に示していく。
このような資料を議論の素材として使いたいとの説明があり、委員のからの意見を求めた。

座長

(各会)持ち帰り議論する。譲れるところが有れば、譲って、一本にできるものは一本にしなければならない。どのような姿勢で臨むかについて、それぞれ三者が検討してほしいとの要望があった。

今後、事務局から提示された三者たたき台をもとに議論を進めることで合意された。

根本副座長

(池田主査の紹介)

議会も一歩前に入る、と言う意気込みで、池田主査が今回から当日の決定事項等について会議の最後に確認することとなった。

事務局(議会)

住民参加のしくみ作りを議論した。大きな確認事項等はなかったが、座長から「区」などの用語の定義について共通認識とする必要があり、用語の使い方の整理が今後の宿題となったことを確認した。

3 その他

- ・次回開催の確認 11月18日(水) 午後6時30分から
第二委員会室
議題
・「住民参加の仕組みづくり」区民検討会議から残りの部分の提示を受け、議論を行う。
・区民の権利と責務の骨子案策定に向け三者で議論を行う。

(以上)